

ふじみ野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、<u>管理職員特別勤務手当</u>、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>(管理職員特別勤務手当)</u></p> <p><u>第11条の2 管理職員特別勤務手当は、管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合に支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p><u>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</u></p> <p><u>第17条の2 ふじみ野市職員の自己啓発等休業に関する条例(令和4年ふじみ野市条例第3号)第2条(同条例第7条第3項において準用する場合を含む。)の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p><u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、<u>期末手当</u>及び勤勉手当とする。</p>

第17条の3 ふじみ野市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和4年ふじみ野市条例第4号)第2条(同条例第6条第2項において準用する場合を含む。)の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(会計年度任用職員についての適用除外等)

第18条 第4条から第6条まで、第6条の3、第8条、第11条及び第11条の2の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 (略)

(会計年度任用職員についての適用除外等)

第18条 第4条から第6条まで、第6条の3、第8条及び第11条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 (略)